

2021年5月20日

各 位

東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
 株式会社 アドウェイズ
 代表取締役 岡村 陽久
 (コード番号: 2489 東証第一部)
 問い合わせ先:
 上席執行役員 管理担当 田中 庸一
 電話番号 03 (5331) 6308

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月24日開催予定の第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

① 事業年度の変更

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、連結会社全てが決算期を統一することにより、経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性の向上及びグローバルな事業の一体運営による効率的な事業運営を推進することを目的として、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第22期事業年度は2021年4月1日から同年12月31日までの9ヶ月となるため、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

② 役付取締役の変更

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役会長を定めることができる旨を追加し、あわせて所要の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線を付した部分は変更を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第8条 (条文省略) (基準日) 第9条 当社は、毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあ	第1条～第8条 (現行通り) (基準日) 第9条 当社は、毎年 <u>12月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあ

現行定款	変更案
<p>らかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>らかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第10条～第12条（条文省略）</p>	<p>第10条～第12条（現行通り）</p>
<p>（招集権者及び議長）</p>	<p>（招集権者及び議長）</p>
<p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第13条 株主総会は、取締役社長又は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長及び取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第14条～第21条（条文省略）</p>	<p>第14条～第21条（現行通り）</p>
<p>（代表取締役及び役付取締役）</p>	<p>（代表取締役及び役付取締役）</p>
<p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p>
<p>2. 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2. 取締役会の決議によって、<u>取締役会長1名、</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条～第43条（条文省略）</p>	<p>第23条～第43条（現行通り）</p>
<p>（事業年度）</p>	<p>（事業年度）</p>
<p>第44条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日まで</u>とする。</p>	<p>第44条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日から12月31日まで</u>とする。</p>
<p>（剰余金の配当）</p>	<p>（剰余金の配当）</p>
<p>第45条 剰余金の配当は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p>	<p>第45条 剰余金の配当は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p>
<p>（中間配当）</p>	<p>（中間配当）</p>
<p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>第47条（条文省略）</p>	<p>第47条（現行通り）</p>
<p>（新設）</p>	<p>附 則</p>
<p>（新設）</p>	<p>（事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第1条 第44条(事業年度)の規定にかかわらず、第22期事業年度は、2021年4月1日から2021年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（事業年度変更に伴う変更後最初の中間配当に関する経過措置）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第2条 第46条(中間配当)の規定にかかわ</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>らず、第 22 期事業年度の中間配当の基準日は 2021 年 9 月 30 日とする</u> <u>(附則の有効期限)</u> <u>第 3 条 本附則は、第 22 期事業年度の経過をもってこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2021年6月24日

定款変更の効力発生日：2021年6月24日

なお、上記の内容については、2021年6月24日開催予定の第21期定時株主総会において承認されることを条件とします。

以 上